~ ここが変わります ~

【規約】

- ① 規約の改正方法について、規約の 17 条・19 条と 35 条と複数個所に記載があるので、整理します。 ※内容に変更はありません。
- ② 災害及び感染症等の発生により、規約に定めるとおりの活動や運用が困難な場合に、柔軟な対応ができるよう新たに条文を追加します。

①の変更について

35条の内容を19条に追加します。

『ただし、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。』

②の変更について

35条として、次の条文を追加します。

『災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動(総会、委員選出を含む)が困難な場合は、本規 約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱い ができることとする。但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。』

次のとおり、香里小学校PTA規約を改正します。(変更箇所に下線を引いています。)

改正後 改正前

第 19 条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要 とする。

第 12 章 災害等の発生時【新規追加】

第 35 条 災害及び感染症等の発生により通常の PTA活動(総会、委員選出を含む)が困難な 場合は、本規約及び附則、役員選挙取扱要綱の 規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行 い、柔軟な取り扱いができることとする。但し、 できるだけ本規約等の主旨に沿って活動する こととする。

第 12 章 改正

第35条 規約は、総会において、出席会員の3分 の2以上の賛成投票により改正することができ る。

第 36 条 本規約は、1948(昭和 23)年より施行する。

(省略)

2020(令和2)年3月 4日一部改正する。 2020(令和2)年7月29日一部改正する。

第 36 条 本規約は、1948(昭和 23)年より施行する。

(省略)

2020(令和2)年3月4日一部改正する。

[追加]

※上記の改正は、令和2年度 PTA予算総会(書面決議) 第三号議案において、承認されています。